

平成 20 年 3 月 31 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 18 号

「資産除去債務に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 21 号

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の公表

公表にあたって

これまで我が国においては、国際的な会計基準で見られるような、資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理は行われていませんでした。企業会計基準委員会では、有形固定資産のこのような除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つという指摘などを踏まえ、資産除去債務とこれに対応する除去費用に関する会計基準の検討を行ってまいりました。

今般、平成 20 年 3 月 25 日の第 149 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）及びその適用指針（以下「本適用指針」という。また本会計基準と本適用指針を合わせて、以下「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 19 年 12 月 27 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本会計基準等の概要

■ 資産除去債務の定義（本会計基準第 3 項）

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。

なお、有形固定資産の「除去」とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。

■ 資産除去債務の負債計上（本会計基準第 4 項及び第 5 項）

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。

なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する。

■ 資産除去債務の算定（本会計基準第 6 項）

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

■ 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上と費用配分（本会計基準第 7 項から第 9 項）

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する。

■ 資産除去債務の見積りの変更（本会計基準第 10 項及び第 11 項）

割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見積りの変更が生じた場合の当該見積りの変更による調整額は、資産除去債務の帳簿価額及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して処理する。資産除去債務が法令の改正等により新たに発生した場合も、見積りの変更と同様に取り扱う。

■ 開示（本会計基準第 12 項から第 16 項）

貸借対照表上の表示

資産除去債務は、貸借対照表日後 1 年以内にその履行が見込まれる場合を除き、固定負債の区分に資産除去債務等の適切な科目名で表示する。貸借対照表日後 1 年以内に資産除去債務の履行が見込まれる場合には、流動負債の区分に表示する。

損益計算書上の表示

項 目	表示区分
資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額	関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含める。
時の経過による資産除去債務の調整額	関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含める。
資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額	原則として、資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含める。

■ 適用時期等（本会計基準第 17 項から第 20 項）

本会計基準等は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

適用初年度における期首残高の算定は次のように行い、両者の差額は適用初年度において原則として特別損失に計上する。

- (1) 適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務は、適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。
- (2) 適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。

なお、適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務について引当金を計上している場合においても、資産除去債務及び関連する有形固定資産の期首残高は前述の(1)及び(2)に従って算定するが、前期末における引当金の残高を資産除去債務の一部として引き継ぐこととする。

また、本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。

以 上